

右之通にて其上段々御重縁二付御当家を御一門越前家と云

一 御城御普請の材木ハ萩廻り霧口・川上・佐々並迄之間にて御取せ被成候 此近辺殊外大木多御座候由

一 吉廣公御代ニ江戸御城御普請役被仰付候 元禄十六年

癸未十一月廿二日之夜 江戸大地震にて御城の石壁破損

二付 同廿八日右之御修復御手傳之儀被仰出候 西之丸不残

外桜田御門・半蔵・田安御門年内に片付可被申付候 竹橋

御門同所前分松平大膳大夫 此外ニ松平右衛門督殿・立花飛騨

守殿・戸沢上総介殿・丹羽五郎三郎殿・加藤遠江守殿・稲葉

能登守殿此御衆中へ諸所被仰付候 此御方御受場之内を

外桜田廻り御石垣を吉川吉川広達勝之助殿へ御分被成候而被仰付候

御木屋場ハ外桜田御門之外に被仰付候 勝之介殿木屋場も

同所にて別ニ此方より被仰付候 此御方御普請惣奉行宍戸

丹波殿・国司式部殿其節江戸両当役ニ而御座故被承候

一 関白秀吉公之時 五大老ハ 家康公 加賀大納言

利家 安藝中納言輝元 備前中納言秀家

筑前中納言小早川隆景

一 慶長五年九月廿三日 輝元公大坂の城御明渡ニ被成

境より御船にて藝州へ御下り被遊由

一 由井正雪一統之者 江戸品川にて磔ニ被仰付候節 西国御大名衆中御見物被成候様ニと被仰出候而諸家より棧敷懸

申候此御方より茂御棧敷被仰付候而千代熊様注1被遊御出候

一 綱廣公御病身ニ而御下国不被成 元千代様注2御幼少

二而御国へ不被為下 依之萩へ上使として御旗本兩人宛

三番手ニ被差下候

初手 石丸石見守殿 石井弥左衛門殿

二手 山田清大夫殿 斉藤左源太殿

三手 水野藤右衛門殿 能瀬小十郎殿

一 吉就公御逝去ニ付而 吉廣公注3御養子と被為成候

其節御下向年ニ当申候得共 二月に吉就公御逝去

依而戌亥兩年之間御国へ上使兩人宛被差下置かれ候

妻木彦右衛門殿・山中五郎左衛門殿御兩人也 御宿ハ毛利若

狭殿

【注1】千代熊様注1 毛利秀就四男、綱廣の幼名。千代熊丸。寛永十六年(1639)十一月廿日、元禄二年(1689)四月十七日。

【注2】元千代様注2 毛利綱廣長男、吉就(よしなり)の幼名。寛文八年(1668)一月廿一日、元禄七年(1694)二月七日。

【注3】吉広公注3 毛利綱廣次男。初為右田毛利六郎左衛門就信養子号主膳就勝 後依吉就卒去嗣本家 改大膳大夫吉広

屋敷二妻木 山内縫殿殿屋敷二山中殿御宿なり

一 去ル老人扣ニ 宗瑞様御代当職佐世宗孚 三井

但馬・蔵田豊後 是八産所奉
行と云也 右兩人之檢地之時七ツ三步

平シ なら 注1被成 御兩國之高五拾三万石 但最前御拝領石
高ハ廿九万石余

一 福原越後殿を以本多佐渡守殿へ御伺被成候処ニ 黒田筑前

守・福嶋左衛門大夫へ問合 此衆之檢地の並を御伺可然との
御内意也 大夫殿へハ其節之御仕置萬事手荒く

成物音 注2 二付て御問合無之

但筑前の平シ なら ハ二ツ三步上りニ当候

一 筑前へ御問合被成候得ハ彼国跡出(持地)纔ニ付て最前之惣高二

二歩三朱程者上りニ成 三拾六万九千四百石之平シ なら 高也 注3

【注1】七ツ三步平シ 慶長十二年の三井・蔵田檢地の結果、総石高

は五十二万五千四百三十五石九斗五合(「小箱旧記抄」では五十三万九千二百八十六石)、税率は四公六民の標準に対して七ツ三步(73%)。慶長五年の兼重・蔵田檢地の二十九万八千四百八十石に較べて税収は十六万五千六百七十八石の増収となった。「平シ」↓「押」(ならし)。檢地で多年を経て不公平になった課税を均等にする調査のこと。

【注2】成物音 成物↓田島の収穫。音↓「値」「直」。ねだん。あたひ。

【注3】三拾六万九千四百石 石高に依じて幕府の賦課も高くなり、終にはその負担に耐えがたくなるのではないかと、いう正純の忠告で、隣藩福島正則の例に倣い三拾六万九千四百石で幕府に届けられた。この石高は明治維新に至るまで長く萩藩の表高となった。

此高ハ右御内意ニ依て二拾九万石之高ニ二歩三朱と大掠了を以被成御上候故 天下へ之御披露計にて御帳ニハ無之 然とも御兩國之絵図ニハ此高書附申候

一 五ツ成高 注1 ハ寛永式年毛利甲斐守様御仕置を以

益田牛庵・清水美作奉行 但檢地御帳仕置をハ熊野藤兵衛被仰
付候也此ときの惣高六拾五万石三成

一 宗瑞様御隠居ハ元和九年癸亥年と見ゆる 毛利輝元

一 福島左衛門大夫殿へ藝州拝領被仰付候依而 彼方より此方江

前之年之所務御返納候様ニと被申懸候得共 注2 御兩國被為成候而者何とも御返納不相成候 又其分ニ而ハ大夫殿無御承引

以之外御難儀被遊 御治定成兼候ニ付 益田牛庵推参に存寄

【注1】五ツ成高 寛永檢地(熊野檢地)で税率を五ツ成(50%)に改めた。石高は六十五万八千二百九十九石三斗三升一合で三井・

蔵田檢地(慶長十五年)に較べ十三万二千八百六十三石余の増加となつ、たが、税収は三十二万九千四百九十九石余となり、却つて五万四千四百十九石の減少となった。田島の町数、屋敷数にはさしたる変化が無かつたので、石高を小にして税率を高くするか、石高を大にして税率を低くするかの違いであつて、三井・蔵田檢地の七ツ三步成(73%)が四公六民(40%)と余りにもかへ離れていて幕府や他藩への聞こえもあり是正したものであつた。(見坂圭治著「萩藩の財政と撫育制度」27頁より。なお45頁【注1】参照)

【注2】六ヶ国返租問題 関ヶ原の戦いの後、毛利家削封前の所領九ヶ国のうち、伯耆、備中の二国は共に半国故合して一国と見なし、これに防長兩國を除いた残余の安藝、備後、石見、出雲、隱岐の五ヶ国を加えて六ヶ国とし、その六ヶ国に対する慶長五年度の民租を新領主に返還する問題である。これは諸侯の転封或

いは削封の場合、前領主の当然追うべき義務とされていたので福島正則（芸州）、堀尾吉晴（雲・隱）、石州大森銀山代官などから頼りにこれを催促するに至った。毛利輝元は先に広島築城に巨費を投じ、朝鮮出兵にも少なからぬ戦費を要した。その上に関ヶ原敗戦による削封を受けたので、返済に苦しむよりは防長両国の放棄まで考えたが、放棄しても責任を免れ得なかった。結局、益田牛庵の提案により、返祖は六ヶ国に知行地を有していた者丈の責任ではなく八ヶ国百二十万石に案分し、従来防長二ヶ国内に采地を有していた者にも石高に応じて平等に負担せしめることによって返済することになった。

【36頁】

被申上 御両国之内一郡御引渡候而御返納米相済候迄ハいつ迄も引田^{注1}ニ成され候而御断被仰可然と被申 無余儀思召其分に御理ニ而大嶋郡御引渡一兩年御納ニ被成後 宍道五郎兵衛を以算用差引之為太夫殿へ被遣候節ニ太夫殿も被成御相對其後ニハ彼者働ニ而相済候事

一 山田吉兵衛^{後下総}

宗瑞様御代より出頭仕候 然所ニ御上落^洛之時御納戸役ニ宍道^{ママ}先 五郎右衛門被召連候 五郎右衛門其節迄八年若二付

自然之時之御用ニ御納戸銀二百貫目御仕置有之

候得共 五郎右衛門支配不被仰付 功者役ニ吉兵衛へ被成御預候

就夫其算用方ニ渡辺又左衛門・山田利助と申者兩人御付

【注1】引田 一般に下地知行取家臣がその知行地を質物として藩府に提出して借財する方法で「引当の田」の意味か。なお、六ヶ国返租問題で安藝広島藩主福島正則への返租に周防国のうち大嶋・玖珂・熊毛郡などを引田にしたという言い伝えがあるが、実際にひきわたしたのかどうかは明らかでない。（石川卓美編「山口県近世史研究要覧」139頁参照）

【37頁】

被成候 御在京中ニ此御仕置銀有之段 上方の町人承および 右之兩人江談シ和^{注1}市^{注1}利之為百貫目御預候様ニと申候而取出シ横^{注2}ニ成 不相調候故 吉兵衛御供ニ而被罷下候儀不相成 御跡に二三ヶ月滞留候而沙汰被仕候へ共 不及^{注3}手^{注3}被罷下候へ者 右兩人御国之様子承合 萩着之夜則走り申候 依之吉兵衛不被存儀ながら 知行被召上数年明木村ニ引込居被申候 左候而千石の物成高を以年々ニ被召上候 差引被仰付候へハ百貫目之辻相済候故 甲斐守様御沙汰之上八百石ニ召出 前々之分ニ御老中御寄合の列座被仰付候 後五百石本家 三百石 山田長兵衛へ分ケ被申候 右之故下総家ニ安藝已来之記録

【注1】和^{注1}市^{注1}（わし）相場の意。

【注2】横^{注2}ニ成^{注2} 「横に寝る」↓借財を返さない。借りたものを返さずに居直る。

【注3】不及^{注3}手^{注3} 自分の手に負えない

【38頁】

御用物諸扣有之筈也

一 寛永十一年之御上洛徳川家光法名二六 大猷院様御代替り二付

諸家江御判物御朱印改被差出候 此時節 益田

牛庵上京仕被居候而 甲斐守様注1・日向守様注2 江御朱印

分り申筈二候処二酒井讚岐守殿注3御宿へ被参土井大炊注4

頭殿御一座にて中納言様注5・藤七郎様注6へ被為對御

両国御相違有間敷との御誓紙を被懸御目被申立候

土井・酒井様其時淺野因幡守殿注7江三原を分被遣候

例を被仰立候処二御当家へ両公方様より中納言

父子へ当候御誓紙之趣藝州の並と八違ひ可申と被申

詰候而重而御沙汰之上無相違被仰出候 此段別而牛庵忠義二

【注1】甲斐守様 長府毛利甲斐守秀元。

【注2】日向守様 毛利輝元次男、徳山毛利日向守就隆。

【注3】酒井讚岐守殿 酒井忠世

【注4】土井大炊頭殿 土井利勝

【注5】中納言様 毛利輝元。

【注6】藤七郎様 毛利輝元長男、秀就の幼名。

【注7】淺野因幡守殿 安藝淺野家淺野但馬守長晟の子、淺野因幡守長治。二次藩藩祖。

【39頁】

相成申候也

一 大坂冬の陣八慶長拾九年御和談二成 翌元和元之

夏之陣二大坂落去五月七日也

一 井原五郎右衛門元光当職仕候節 宗孚元嘉佐世已後三井

但馬・井原孫左衛門・三浦内左衛門・榎本伊豆 又但馬再役

仕候所二御国中在々惣年打續御逼迫非大形候二付 限有衆注1

当職不被仕とも可被成様無之二付 先当分之御用之様二

三ヶ年被仰付候 此時之御借銀三千五百貫目注2出来 御難

儀二相極候故 宗瑞様元和八二毛利甲斐守様注3へ御仕置

之儀御直二御頼被成候得共御請無之 其年江戸御参勤

二付 翌年主殿助カ宍道主殿殿を御使者にて江戸へ被成御登せ

【注1】限有衆 二

【注2】御借銀三千五百貫目 元和九年当時、四千貫目の誤り（「萩藩の財政と撫育制度」30頁・33頁参照）

【注3】甲斐守様 38頁注1参照。

【40頁】

深御頼被成度との儀二付毛甲斐守様御下向二而 其秋より

益田牛庵・清水美作へ御仕組被仰付 都合を甲斐守様

被聞召御改有之たる也 宗瑞様には牛庵被申立

上ノ諸事下ノ仕置ハ牛庵存寄より出候 仕組御仕置注1銀迄

出来申候 然者甲斐守様へ御頼にも不及 牛庵計にて

相濟候事二候得共 宗瑞様御隠居被成候二付此儀を

甲斐守様を以被申之由也

但御逼迫故 其節当職を限り有衆不被

仰付ト云説有之 宗瑞様御直捌二而御疑

強故 限有衆へ被仰付候得共 限有衆夫故御請

不被仕といふ説も有り

【注1】御仕置銀 不時の軍用金か。

【41頁】

一 牛庵御仕置銀千三百貫目 小判三千兩 大判百枚
阿川砂金 牛庵仕置二而 御借銀も相調 御仕置銀迄
出来候事莫大なり

一 主殿助カ 宋道主殿当役之内 銀三百貫御仕置銀出来申候

一 寛永十年之六月中 国へ上使^{注1} 市橋伊豆殿・棺松^{注2}
平右衛門・村越七郎左衛門殿 是数々古人扣内也

一 椿村八幡の社頭に祇園の小社有り 是ハ八幡勧請
已前より地二一国一社の祇園の社地也 此社同国大津郡
瀬戸嶋^{崎カ}に移すと也 其跡へ川上[■]に梶原平藏勧請
の八幡有之を御打入之節此所へ移す 右祇園の小社
有之を取立近年参詣有しに享保辛丑ノ年より

【注1】上使 || 「毛利四代実録」によれば寛永十年幕府巡檢使三名は市橋伊豆守長政・村越七郎左衛門正重、柘植平右衛門正時とある。
【注2】棺 || 意味不明。「棺松」は柘植の誤記か。「山口県史」史料編近世I上327頁参照)

【42頁】

八幡の馬場末に借の殿を調 六月七日より十四日迄御輿を借
殿に御幸をなして祭りを始る也 此年祐殿院殿御^{吉元公三男宗元}
逝去ニ依て 御中陰過て六月十一日より神輿御幸をなして
同十七日迄祭る也

但此八幡鳥井昔より木にて社の[？]木の下ニ立しを

此年より石二被仰付馬場末ニ建立也

一 吉廣公御舎弟監物様^{注1}ハ松平兵部大輔様^{注2}御養子にて
鳥越之御屋敷二部屋住二而被成御座候所 兵部様御氣二
不合申事有之哉 監物様を御乱心御座候故 御家續不被
成 別ニ御養子を被成候旨監物様を御押込可被成との御事
二付 彼御方より御老中方へも右之御内意被仰出之由候 此段

【注1】監物様 || 毛利元重。延宝六年戊午三月四日生於麻布邸 為越前松平兵部大輔昌明養子之命元禄三年庚午六月四日入家全十二年己卯六月朔日有故帰吉広家 宝永三年丙戌八月十二日卒於長州萩年二十九。
【注2】松平兵部大輔様 || 松平明石家、松平兵部大輔斎宣。

【43頁】

此御方ニ被聞召兵部様に御詰付有之 其節此御方江戸
御家老ハ毛利市正殿と国司与三兵衛殿也 監物様御乱
心之儀少も無之段 慥ニ此御方被聞召 兵部様との御出入^{注1}ニ
相成申候而 兵部様御争ニ不被應事有之候ハ夫迄ニ而 此方へ
被差返候様二との御事ニ候へとも 左様も不被為成由候所ニ
此御方より国司与三兵衛より委細書付を以殿様より之御
書付ニ不及 天下之御老中御月番阿部豊後守殿^{注2}へ持参
被仕 段々御直ニ様子被申上 自分より之被差上 監物様を此
御方へ御返シ被下候様ニと御下知を奉頼候 無左候ハ、大膳
大夫家中押懸取返シ可申にて可有御座候 此段被聞召
被下候様ニ 少も監物病心に無之段茂委細ニ公儀ニ聞召

【注1】出入もめごと、悶着、喧嘩。

【注2】阿部豊後守殿 阿部 忠秋。下野壬生藩・武蔵忍藩藩主。徳川家光・家綱の二代にわたって老中を務めた。剛毅木訥な人柄で、松平信綱とは互いに欠点を指摘、補助しあつて幕府の盤石化に尽力し、まだ戦国の遺風が残る中、幕政を安定させることに貢献した。『関原日記』(全5巻)の編者。

【44頁】

分候而御下知を被加 此御方江被差戻候様ニと兵部様江被仰渡 此方えも其段御沙汰有之付而 元禄十二卯ノ六月 二日之夜九ツ時分桜田御上屋敷へ御帰被成候 此時為御迎 兵部様江鳥越之御屋敷江毛利市正殿を被遣 其外 数多之御人数を被遣候 左候而六月四日三麻布御下屋敷御越被遊候 段々御人数ニ付候而 御心安被成御座候 此事ハ五月廿日比より之事ニ而候六月二日此御方へ御取帰被成候 其節御手柄之取沙汰江戸中ニ有之候 此度別而国司 与三兵衛働 無比類事ニ而 其節之首尾段 弥異儀ニ 及申込茂 殿様之御身体少茂懸り不申 与三兵衛 身柄をつぶし申迄にて相済候様御公儀向を沙汰被仕

【45頁】

置候 此段旁其節思召俣に公儀向相成し 依之其節与三兵衛江千石之御加増として土手付開作地拝領被仰付 其節吉廣公監物様を御同道にて御老中御礼ニ御廻り被成候 夫より已来兵部様御家を御不通被遊候

一 熊野帖^{注1} 八元和七酉ノ年より寛永元甲子ノ年迄四年之

防長両国の御物成を折合せ 押ならしにして石高定 日衍字カ之由也 依之熊野帳檢地共云 然共地方の給地にて無く年々の御物成四年之分を折合 御帳を改に依て熊野帖と云

一 享保五子ノ年の春 毛利隠岐守様^{注2} 江御増石高之御願

天下江被仰上相済候上被進候 此内者下の関不殘御本 手領ニ被仰付 又前大津にて甲斐守様已来之所を御還附

【注1】熊野檢地 寛永二年、毛利秀就が熊野藤兵衛就郷に命じて行つた檢地。その結果石高は六十五万八千二百九十九石三斗三升一合となり、三井・蔵田檢地に較べ十三万二千八百六十三石余の増石となつた。税率を五ツ成に改めた為、税収は三十二万九千四百四十九石余となり却つて五万四千四百十九石の減少となつた。

慶長の中頃の旧記によると、末家への配地、一門以下の諸士への給祿を控除した残りの「御蔵入」は十五万石前後であり、さらに其内から天災その他の事情から荒蕪に帰したものを除くと現作は十三万石内外。それに七ツ三步を乗じた九万五千石が藩の一年間の収入であつた。(「萩藩の財政と撫育制度」28頁参照) この十萬石足らずの歳入から六ヶ国返祖、手伝普請、萩城外の新規施設建設費を支出するのは苦しく、元和九年藩債の総額は銀四千貫目に達して居たのである。銀百匁につき四石替の率として米十六萬石に相当する債務であり、一ヶ年の御蔵入米を全部返済に充てても二ヶ年を要する債務規模であつた。(全31頁) 男。

【46頁】

被仰付候 内七八千石余も殘被置候処を 如古来不殘付被遣候 是を御増高と此節御唱被成候 往古より御分地の外を増被遣候高三而者無之候 此度之御沙汰之御増 高ともに古帳不殘被遣候分 石高四万七千三百四十 石余と御書付を以被仰出候也 古き写に古帳三万六千

式百石と有者少々相違也

一 先年御当家之御判物天下御代替二付御老中御認

被成候二付 **堅田安房**^{就政}・**益田孫左衛門**^{就固}**注1**并口羽又兵衛^{元智}も被相添

持参被仕 御老中御次之間ニ罷居候由 左候而御判物

御披見被成 御添奉書をも御披見二而 **松平伊豆守殿**^{注2}

被仰候二者 **井伊掃部殿**^{注3}名計 判形無之事ハ如何様之

【注1】**益田孫左衛門** 寄組益田家、益田孫左衛門就固。益田景祥長男。

【注2】**松平伊豆守殿** 松平信綱。寛永十年（1633年）五月五日、家光より老中に任じられ、一万五千石を加増されて武蔵忍藩三万石に移封。寛永十五年（1638年）幕府軍の総大将として島原の乱鎮圧。一揆鎮圧の勲功により寛永十六年（1639年）一月五日三万石加増され武蔵川越藩六万に移封。家光没後は第四代將軍徳川家綱を補佐し慶安の変や明暦の大火などの対応に務めた。城下町川越の整備、江戸とを結ぶ新河岸川の改修整備、野火止用水の開削、農政の振興などにより、藩政の基礎を固めた。

【注3】**井伊掃部殿** 井伊直政、上野国高崎藩の初代藩主。後に近江国佐和山藩、さらにその後近江国彦根藩の初代藩主。徳川四天王の一人。井伊の赤備えは戦国屈指の精鋭部隊として特に有名。徳川氏きつての政治家・外交官として名高い。現在の群馬県高崎市と滋賀県彦根市の発展の基礎を築いた人物。慶長七年（1602年）二月一日過労と関ヶ原で受けた鉄砲傷（右肘関節、一説に右肩または左腕）による破傷風で死去。

【47頁】

子細にて候哉 御尋候得者 益田孫左衛門被申候ハ 侍従様^{掃部頭殿ノ事}

御事 大坂陣二而御手をおへせられ^{注1} 御病中にて御座候故 御判

不被遊候とやらん承申候と御答被申上候得者 成程其通にて可有之と被仰候

一 輝元様盛時 **秀就様**の御居間へ御出被成候而 御座敷

内御覽被成候節 御物置の戸を御明け被成候へ夜着棚なり

上に絹の御夜着蒲団有之候を御覽被成候而 借／＼是

^{毛利秀就}**藤七殿**ハ果報の生れ付也 身ともハケ様の物不持 薄ふとん

一ツを持候と被遊御意候由

一 享保三戌三月十八日**毛利右京様**^{元矩}**注2**御病氣御大切二付 **毛利**

讃岐守様^{注3}を御養子ニ 從 殿様御願出被成 同廿日御逝去也

【注1】大坂陣二而御手をおへせられ 伊井直政が鉄砲傷を負ったのは関ヶ原の戦い。「大坂陣」は誤り。

【注2】**毛利右京様** 長府毛利家、毛利元矩。毛利綱元四男。享保三年三月廿日十五才で卒す。

【注3】**毛利讃岐守様** 清末毛利家、毛利讃岐守元平。後、長府毛利家を継ぎ毛利匡広。

【48頁】

一 同年四月十三日御奉書^{到カ}至 来 十三日御登城被成候様二との

御事二而 **吉元公**^{注1}御登城被遊候所ニ 右京様御死

去二付御養子之御沙汰不被及 長府領御本家江

御還付被仰付候間 御家頼之者うろたへ不申様ニ被仰付

候様ニと被仰出候

一 同年五月十五日 吉元公御登城被成候而御用有之由にて

被仰出趣ハ 毛利讃岐守様へ増高被遣 長門府中へ所替之儀御願通被仰出候事 是ハ長府右京様御知行高不残被返御知行所も彼所を右京御代のことく返られ右京様御養子不相成候故 彼御家ハ是迄にて御断絶仕候 讃岐守様ハ清末にて貳万石 長府よりの御分地にて御座候

【注1】吉元公ハ長府毛利家、毛利綱元長男。宝永四丁亥年十一月廿三日毛利本家松平大膳大夫吉広の養子となる。泰恒院。

【49頁】

を此度右之通ニ此御方より御願出被成 新規ニ御本家よりの御分地ニ相成申候 左候而赤間ヶ関之儀ハ御本手領に一先被仰付 町奉行其外之役人をも被差置候処ニ讃岐守様より達而御望御願被成候故 如^{もとのごとく} 本享保六丑年春御戻し被遣候其節御本手より赤間関之内入江有之所ニ土手を被仰付 御開作所之御仕置ニ被成置候を 直様御本手の御用屋敷ニ被仰付 御作事等追々被仰付 此御屋敷内ニ御用人被差出也

一 長門萩橋本の大橋ハ寛永十六卯ノ年ニ懸り候て注1渡初ハ

山口大老横屋権左衛門^後注2根本山口ニ往古より之町人にて

萩

御打入之節 御供仕 呉服町屋敷を被下 代々住居仕候 彼者其節子十式人持候ニ付 渡り初被仰付候

【注1】橋本橋ハ架橋時期は寛永十六年(1639)とする説(「渡辺年表」「萩史料」)もあるが、これは恐らく架け替えて、最初の架橋は元和二年(「八江萩名所図絵」の説)頃かと思われる。元和八年(三の曲輪堀内)の東面に堀(外堀)を掘ったという説(「柿並年表」「萩古実未定之覚」)もあるが、裏付けの史料はない。(「萩市史」第一卷198頁)【注2】横屋権左衛門ハ横屋徳左衛門の誤記か(「萩市史」第一卷207頁参照)

【50頁】

一 享保十六辛亥初秋より紀州四国九州播磨より下 中国筋不残 田地にウンカト云虫付候而 米穀押並枯 牛馬死亡 大飢饉にて餓人・餓^{餓死力}祇人ハ不知数 其上疫病はやりて非人 犬迄死亡 不知其数

一 大飢饉ニ付 公方様より中国筋西国筋へ大坂よりハ不及申 江戸北国筋より米穀急度御廻せ被成候 其上国主領主へ 拝借金被仰付候 御返済之儀者子ノ年ハ不及御沙汰^{享保17年} 丑ノ年より三ヶ年ニ御返上之儀被仰出候 尤米をも諸所入用次第に御貰せ被成 代金ハ百日延被仰付候 御当家へも金貳万兩 御拝領被仰付候 尤此内長府・徳山江も右御拝借之内 石割にして御配被成候

【51頁】

一 御国中虫枯ニ付飢饉 依之丑ノ年江戸御参府之砌 公儀江被仰出候趣

去秋御国中虫枯損亡高貳十八万五千百石余 水損高七千六百石余 残所務高七万六千六百石余

一 御国中飢人正月より二月下旬迄追々相増 拾七万七千五百人程有之候

一 御国中死牛馬千匹程 内九百程ハ虫付之草藁を喰相煩死申候

一 御国中飢人為御救 大坂にて御賣米二万五千石 御買セ被成度之通 十一月大坂御留守居井上源三郎より御願セ被成候處ニ右之石辻ハ不被為成 一萬六千石余 可被差返之由ニ而

【52頁】

二月末迄二九千石程 追々長州赤間関へ被差廻 其内長府江千三百石 徳山へ千石御配分 岩国へ茂御買せ可被成由 被仰聞候処 領内餓人救之沙汰も致候由にて御米 買得仕間敷之由申来候事

長門金匱終

【53頁】

古実記四冊之内

文化五戊辰

十月写

磯部権左衛門

【完】